

現行	改定	摘 要
<p style="text-align: center;">測量業務共通仕様書</p> <p style="text-align: right;">平成 9年 4月 改定  平成19年10月 一部改定  平成22年10月 一部改定  平成23年10月 一部改定  平成24年10月 一部改定  平成26年10月 一部改定  平成27年10月 一部改定  平成28年10月 一部改定  平成29年10月 一部改定  平成30年10月 一部改定  令和元年10月 一部改定  令和 2年 4月 一部改定  令和 2年10月 一部改定  令和 3年10月 一部改定  令和 4年10月 一部改定  令和 5年10月 一部改定</p> <p style="text-align: center;">山梨県県土整備部</p>	<p style="text-align: center;">測量業務共通仕様書</p> <p style="text-align: right;">平成 9年 4月 改定  平成19年10月 一部改定  平成22年10月 一部改定  平成23年10月 一部改定  平成24年10月 一部改定  平成26年10月 一部改定  平成27年10月 一部改定  平成28年10月 一部改定  平成29年10月 一部改定  平成30年10月 一部改定  令和元年10月 一部改定  令和 2年 4月 一部改定  令和 2年10月 一部改定  令和 3年10月 一部改定  令和 4年10月 一部改定  令和 5年10月 一部改定  令和 6年10月 一部改定</p> <p style="text-align: center;">山梨県県土整備部</p>	

現行	改定	摘 要
<p><b>第102条 用語の定義</b></p> <p>29. 「書面」とは、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。</p> <p>ただし、県の定める情報共有システム試行要領に基づいて作成し、指示、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。</p> <p><b>第132条 個人情報の取り扱い</b></p> <p>1. 基本的事項</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、<b>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）</b>、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p><b>第102条 用語の定義</b></p> <p>29. 「書面」とは、<b>打合せ簿等の帳票をいい</b>、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。</p> <p>ただし、県の定める情報共有システム試行要領に基づいて作成し、指示、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。</p> <p><b>第132条 個人情報の取り扱い</b></p> <p>1. 基本的事項</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p>	